



No.3882 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2025. 12. 15

・スペインからの豚肉等の輸入一時停止措置について	377
・鳥取県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内6例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について	378
・北海道恵庭市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内2例目）に係る移動制限の解除について	379
・ベルギーからの家きん肉等の輸入一時停止措置について	380
・家畜衛生レポート（長野県）	381

☆スペインからの豚肉等の輸入一時停止措置について

（令和7年11月29日付けプレスリリース）

農林水産省は、スペインの野生イノシシにおけるアフリカ豚熱の発生確認を受け、令和7年11月28日（金曜日）以降のスペインから輸入される豚肉等について、輸入一時停止措置を講じました。

1. 経緯

スペインの野生イノシシにおいて、アフリカ豚熱（ASF）の発生が確認された旨、スペイン政府から発表がありました。

2. 対応

スペイン政府の発表を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和7年11月28日（金曜日）、スペインからの豚肉等の輸入を一時停止しました。

（※1） 生きた豚については、二国間の輸入条件が設定されておらず、従前より輸入できません。

（※2） 発生国又は地域から生きた豚、豚肉等の輸入を停止するのは、我が国で飼養されている生きた豚がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではあ

りません。

(※3) 令和7年11月28日（金曜日）から輸入保留措置を講じており、本日、詳細が確認されたことから保留開始日まで遡って輸入停止といたしました。

(参考) スペインからの豚肉の輸入実績

	2022年	2023年	2024年
豚肉（トン）	186,467	171,474	169,306
（日本の総輸入量）	(977,160)	(919,713)	(976,460)

出典：財務省「貿易統計」

☆鳥取県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内6例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和7年12月2日付けプレスリリース）

本日、鳥取県米子市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内6例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所 在 地：鳥取県米子市

飼養状況：約7.5万羽（肉用鶏）

2. 経緯

(1) 令和7年12月1日（月曜日）、鳥取県は、同県米子市の農場から、通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

(2) 同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(3) 12月2日（火曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 政務と鳥取県との面会等により、鳥取県と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家

- 畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 鳥取県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和7年12月2日（火曜日）（持ち回り開催）

5. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力ををお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない

噂などにより混乱する事がないよう、御協力ををお願いいたします。

☆北海道恵庭市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内2例目）に係る移動制限の解除について

（令和7年12月2日付けプレスリリース）

北海道は、恵庭市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内2例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定されていた移動制限区域について、令和7年12月2日（火曜日）午前0時（12月1日（月曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1. 経緯及び今後の予定

(1) 北海道は、令和7年11月2日に恵庭市の家きん農場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内2例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

(2) 北海道は、令和7年11月22日に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定していた搬出制限を解除しました。

(3) 今般、北海道は、国内2例目の防疫措置が完了した令和7年11月10日の翌日から起算して21日が経過する令和7年12月2日（火曜日）午前0時（12月1日（月曜日）24時）をもって、移動制限を解除しました。

2. その他

(1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、プライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

3. 参考

北海道における高病原性鳥インフルエンザ（国内2例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/251102.html>

北海道で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内2例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/251110.html>

☆ベルギーからの家きん肉等の輸入一時停止措置について

(令和7年12月5日付けプレスリリース)

農林水産省は、ベルギーのリエージュ州、西フランダース州、アントワープ州、ナミュール州、リンブルフ州及びブラバン・ワロン州からの家きん肉等の輸入一時停止措置を講じました。

1. 経緯

ベルギーのリエージュ州、西フランダース州、アントワープ州、ナミュール州、リンブルフ州及びブラバン・ワロン州の家きん飼養施設において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨、ベルギー家畜衛生当局から情報提供がありました。

2. 対応

本病の我が国への侵入防止に万全を期すため、リエージュ州、西フランダース州、アントワープ州、ナミュール州、リンブルフ州及びブラバン・ワロン州からの家きん肉等（※1）の輸入を一時停止しました。（※2、※3）

（※1） 生きた家きんについては、二国間の輸入条件が設定されておらず、従前より輸入できません。

（※2） 発生国又は地域から生きた家きん、家きん肉等、家きん卵等の輸入を停止するのは、我が国で飼養されている生きた家きんがウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

（※3） リエージュ州は令和7年10月21日（火曜日）、西フランダース州は同年10月23日（木曜日）、アントワープ州は同年10月28日

(火曜日)、ナミュール州及びリンブルフ州は同年11月25日（火曜日）、ブラバン・ワロン州は同年11月27日（木曜日）から輸入保留措置を講じており、本日、保留開始日まで遡って輸入停止といたしました。

(参考) ベルギーからの家きん肉、家きん卵等の輸入実績

	2022年	2023年	2024年
家きん肉等（トン）	0	0	0
（日本の総輸入量）	(1,116,751)	(1,079,290)	(1,159,638)
家きん卵等（トン）	182	202	252
（日本の総輸入量）	(26,925)	(40,628)	(24,983)

出典：財務省「貿易統計」

これまでの生きた家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置の状況等については、次のページより確認いただけます。

動物検疫所：<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/im/hpai.html>

☆家畜衛生レポート

長野県長野家畜保健衛生所

1 長野県の概要

本県は、本州の中央部に位置し、面積は約1万4千平方kmと全国で4番目に大きく、8つの県と隣接しており、その隣接県数は全国一です。また、周囲には“日本の屋根”と呼ばれる標高3,000m級の山が連なり、そこから流れ出す清水が千曲川・犀川・木曽川・天竜川の4つの大河を形成し、下流域を潤しています。さらに、南北に長い広大な土地をもつ



自然環境が豊かな県であり、美しい景観と伝統的な食文化の恩恵を受け、世界有数の長寿地域となっております。

本県の畜産は、令和7年2月1日現在、乳用牛207戸約13,000頭、肉用牛306戸約21,000頭、豚87戸約67,000頭、採卵鶏59戸*約705千羽、肉用鶏28戸*約792千羽が飼養されています (*100羽以上飼養農家数)。

なお、県内に家畜保健衛生所（以下、家保）は、5か所（佐久、伊那、飯田、松本、長野）に設置されています。

2 長野家畜保健衛生所の状況

当所は、県の北部に位置し、長野市を中心とする長野地域と日本有数の豪雪地帯を含む北信地域の両地域を管轄しています。管内の家畜等の飼養数は、

令和7年2月1日現在、乳用牛22戸約850頭、肉用牛24戸約2,100頭、豚14戸約3,600頭、採卵鶏11戸*約96,000羽、肉用鶏3戸*約2,100羽です。

組織は、所長、保健衛生課4名および防疫課3名の2課体制で、合計8名（獣医師7、事務1）の職員が配置されています。

3 令和6年度の取組

当所では、消費者ニーズや流通の変化を的確にとらえ、畜産農家の「稼ぐ力」の向上と安全でこだわりのある畜産物の生産支援等を業務推進目標に、職員一丸となって取り組んでいます。

（1）家畜伝染性疾患の発生予防・まん延防止

牛のヨーネ病等の家畜伝染病の早期摘発のための検査や、高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス等を的確に進め、家畜伝染病の発生予防に努めるとともに、全酪農家を対象にバルク乳によるBVDV持続感染牛モニタリング検査を実施し、BVDVの清浄化等の衛生対策を推進しています。

（2）危機管理体制の強化

口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家

畜伝染病の発生に備え、管内の2つの地域振興局や市町村等の関係機関と協力し、防疫演習等の実施や実際の集合基地に想定している施設での初動防疫体制の点検・確認など、家畜防疫の強化を図っています。令和6年度は、万が一長野家保管内の農場で発生した場合に備え、その発生を最小限に食いとめるため、各地域振興局単位で防疫措置の基本となる防疫服の着脱及び車両消毒の方法や、模擬鶏を使用した防疫作業従事者の鶏捕獲等について防疫演習を行いました。

（3）生産性向上の支援

酪農家に対し、牛群ドック（乳用牛の代謝プロファイルテスト）やバルク乳の細菌検査・搾乳の立会等による乳用牛の飼養管理と乳質改善指導などを実施しています。

養豚農家へは、飼養衛生管理の改善等の指導や、重点対策農場を選定して出荷成績や各種検査結果を基に対策のポイントを絞って指導しています。

さらに、本県で作出した信州産ブランド地鶏の“信州黄金シャモ”飼養農家における衛生検査を実施し、地域振興局等と一体となって、衛生対策指導や生産性向上支援を行っています。



【車両消毒】



【模擬鶏の捕獲】

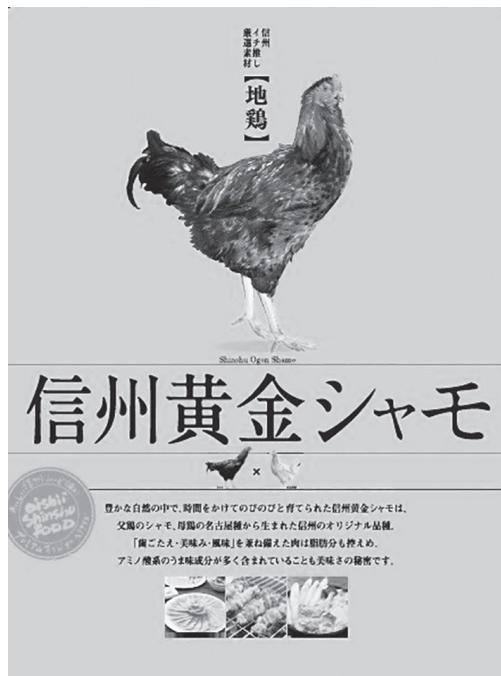
(4) 安全な畜産物生産のための支援

動物用医薬品販売業の許可関係事務や立入検査並びに畜産物の抗菌性物質残留検査等を行い、動物用医薬品や飼料添加剤の適正使用の啓発に努めています。

令和3年に管内肥育牛農家1戸で農場HACCP認証を取得しました。その農場の衛生管理システムを維持・改善するための助言や指導を行っています。

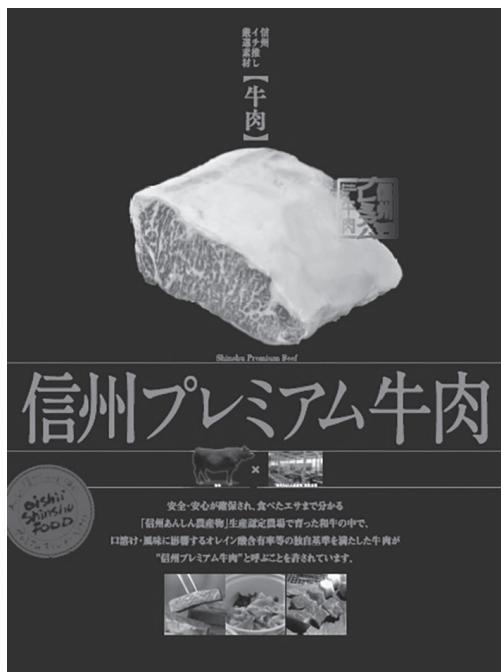
また、農場HACCP等の考え方を取り入れた県独自の取組である「信州あんしん農産物〔牛肉〕生産農場」の認定拡大を進め、消費者・食肉流通業者が安心できる畜産物の増産を図っています。

家保が農場の生産履歴の記帳確認や衛生検査を実施し、これらの検査に合格すると、「信州あんしん農産物」認定農場となります。この農場から出荷さ



ちなみに

【信州黄金シャモ】とは
父鶏にシャモ、母鶏に名古屋種の
血統を有し、約4年の歳月をかけて
生まれました。
信州の豊かな環境においてのびの
びと育った信州黄金シャモは「歯
ごたえ・美味しさ・風味」の3拍子
が揃ったおいしい食材です。黄金
に輝く色から、料理研究家の服部
幸應さんが命名しました。



ちなみに

【信州プレミアム牛肉】は
脂肪が滑らかで口溶けが良く、
柔らかさと風味に優れていて、
和牛肉の特質が感じられます。



れた黒毛和種牛肉のうち、肉質等級やオレイン酸含有率の基準を満たしたものが「信州プレミアム牛」として認定されます。

令和6年度、4,586頭（県全体）が認定されています。

4 最後に

信州・長野県は、「日本の屋根」と呼ばれる標高3,000m級の山々がそびえている山岳県です。

北信地方には、標高は3,000m級におよびませんが、北信五岳（斑尾山、妙高山、黒姫山、戸隠山、飯縄山）があります。北信五岳の魅力は、独立峰である5つの山々が鎮座する美しい景観と、それぞれの山が持つ個性的な姿、そしてそれらが織りなす自然と歴史です。5つの山々は、場所や季節、時間によって異なる表情を見せてくれます。また、山麓には、高原や温泉地が広がり、豊かな自然の中で歴史散策もできます。心と身体を癒しに是非信州にお越しください。

通 信 本年は10月に新内閣が発足しその後に開かれた臨時国会が続いています。予定される会期末は17日に控えていますが、11月28日に閣議決定された令和7年度補正予算案がまさに臨時国会で審議がされています。家畜衛生関連では家畜伝染病対策、水際検疫体制の強化、獣医療提供体制の強化の取組として39億円を計上し、疾病の侵入防止や農場での発生予防、まん延防止の強化を図ることとしています。地域における産業動物への獣医療提供体制の確保として遠隔診療を推進しており、本補正予算案において診療機器の導入による遠隔診療の高度化を図る取組を支援したいと考えています。

1年もあっという間に過ぎ、気が付けばすでに12月も半ばに差し掛かりました。今年の暦の関係で週報の発刊は年末号を除いて本号含め2号となります。日々の慌ただしさにかまることなく、1年を振り返り、来年に取り組むべき短期的・中期的な課題を整理する年末にしたいものです。皆さんにおかれましても新年に向けた準備もしながら充実した年の瀬をお過ごしください。

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行：農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課、動物衛生課
☎03(3502)8111 内線 4581
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1